

## 質問・回答書

No	項目	内 容
1	Q	本施設における予備送電は <b>予備線</b> でよろしかったでしょうか。 自家発補給電力のご契約はございますでしょうか。
	A	予備線となります。 自家発補給電力契約はありません。
2	Q	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。
	A	御社プランへの修正は可能です。
3	Q	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いいたします。
	A	了承します。
4	Q	契約に至った場合は、2025年4月1日改定の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。
	A	御社の算定諸元が不明のため、明確ではありませんが、基本的に契約満了まで適用することに異存ありません。
5	Q	計量日は毎月1日でしょうか。
	A	計量日は、発注者・受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとしています【契約書(案)第7条】。なお、現在の契約者とは、毎月1日を計量日にしています。
6	Q	支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。
	A	可能です。
7	Q	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。
	A	電力の契約に影響するような工事予定はありません。
8	Q	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。
	A	(株)イーセル様です。
9	Q	今回の供給開始時及び契約期間内にて契約電力を変更される予定はございますか。
	A	変更予定はありません。

10	Q	<p>契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。</p> <p>またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。</p> <p>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。</p>
	A	<p>契約締結期限については、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときを除き、契約の相手方として決定した日から5日（休日を除く。）以内を原則としています【入札説明書11(2)】。</p> <p>なお、落札後の事務の流れは、「落札者決定」⇒「契約単価等を含む契約内容協議（当社が落札者様に案を示した後、協議を進めます）」⇒「契約内容確定（協議によりお互いの了解を得た日を契約締結日とします）」⇒「契約書締結事務〔[契約書製本（当社が行います）] ▶ [当会社印の押印] ▶ [落札者様への発送] ▶ [落札者様印の押印] ▶ [落札者様からの返送] 〕」となります。</p>
11	Q	<p>第5条（権利義務の譲渡等）</p> <p>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>
	A	<p>契約書(案)の内容の改定には、応じていません。</p> <p>ただし、字句の修正、内容の補足あるいは発注者に有利となることが明らかな内容の改訂等の協議には、応じてまいります。</p>
12	Q	<p>第7条（使用電力量の計量）</p> <p>計量日に関する記載がございましたが下記文言追記をお願いできますか。</p> <p>『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合</p>
	A	<p>契約書(案)別表に記載します。</p>
13	Q	<p>第10条（電気料金の支払及び遅延利息）</p> <p>2項の支払日鵜については『支払い請求書を受領後30日以内に支払うこととする』に修正願えますか。</p>
	A	<p>修正可能です。</p>
14	Q	<p>第〇条（違約金・・・）</p> <p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>
	A	<p>質問11の回答と同じになります。</p>